第16号様式（第９条関係）

第　　　　　号

　　　年　　月　　日

　様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター　理事長

保有個人情報不訂正決定通知書

　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　訂正をしないこととした理由 |  |
| ３　連絡先 | （担当部署名）  （電話番号） |

注１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、　　　　に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、　　　を被告として（訴訟において　　　を代表する者は　　　　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格Ａ列４番）